

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 2月21日
【会社名】	日本ヒューム株式会社
【英訳名】	NIPPON HUME CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野村 静夫
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目33番11号
【電話番号】	(03)3433 4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 石井 孝雅
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目33番11号
【電話番号】	(03)3433 4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 石井 孝雅
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 151,580,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	530,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 1,000株

- (注) 1 平成23年2月21日（月）開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	530,000株	151,580,000	
一般募集			
計(総発行株式)	530,000株	151,580,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
286		1,000株	平成23年3月9日（水）		平成23年3月10日（木）

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
日本ヒューム株式会社 経理部	東京都港区新橋五丁目33番11号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新橋支店	東京都港区新橋二丁目1番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
151,580,000		151,580,000

(注) 1 発行諸費用の概算には、消費税等は含まれておりません。

2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額につきましては、平成23年4月以降順次、当社の工場関係の設備投資に充当する予定であります。

なお、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行口座で管理いたします。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
品質管理投資	52	平成23年4月～平成24年3月
環境対策投資	40	平成23年4月～平成24年3月
効率化投資	60	平成23年4月～平成24年3月

品質管理投資に関しては、コンクリート製品の品質向上を目的に、主な設備として高強度対応コンクリートミキサーの導入を計画しております。環境対策投資に関しては、省資源、省エネルギーを目的に、主な設備として省電力トランスの導入を計画しております。効率化投資に関しては、製造時間短縮等による効率化を目的に、主な設備としてコンクリートパイル遠心成形機の更新を計画しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	ダイダン株式会社	
	本店の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目9番25号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第81期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月29日近畿財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第82期第1四半期 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) 平成22年8月6日近畿財務局長に提出 事業年度 第82期第2四半期 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日) 平成22年11月10日近畿財務局長に提出 事業年度 第82期第3四半期 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 平成23年2月10日近畿財務局長に提出	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項なし
	人事関係	該当事項なし	
	資金関係	該当事項なし	
	技術又は取引関係	該当事項なし	

a 割当予定先の概要	名称	株式会社メタルワン建材	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 大西 哲也	
	資本金	10,000百万円	
	事業の内容	建設鋼材事業、冷鉄源事業	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社メタルワン 100%	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項なし
	人事関係	該当事項なし	
	資金関係	該当事項なし	
	技術又は取引関係	割当予定先より原材料等を購入しております。また、割当予定先へ製品を販売しております。	

c 割当予定先の選定理由

ダイダン株式会社は、空調工事業界の大手企業であります。同社とは、以前から空調設備について、機器類や施工等に関する情報交換を行っており、この度、同社と新たな関係を構築することにより、同社の営業力を活用して、当社が展開するオゾン脱臭器等の環境関連事業の拡大を図ります。また、当社は、東京を中心とする不動産物件と全国に製造工場を有しており、当社が事業推進に要する機器類の調達円滑化、原価の低減を通じて、当社の成長と発展に寄与し、財務基盤の強化と、より強固な事業展開態勢の整備・構築、ひいては当社の企業価値向上につながると考え、同社を割当予定先に選定いたしました。

株式会社メタルワン建材は、以前から製品の生産活動に必要な原材料の購入先であると同時に、製品の販売先であります。同社と一層の関係強化を図ることが、原材料である鉄鋼製品の安定した調達及び当社製品の販売力の向上を通じて、当社の成長と発展に寄与し、財務基盤の強化と、より強固な事業展開態勢の整備・構築、ひいては当社の企業価値向上につながると考え、同社を割当予定先に選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当予定株数
ダイダン株式会社	430,000株
株式会社メタルワン建材	100,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、関係強化の主旨に鑑み、継続的に当社株式を保有する意向であることを口頭で確認しております。また、当社は割当予定先との間で、割当を受けた日から2年間において、当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告する旨、及び当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告し、当該内容が公衆の縦覧に供されることに割当予定先は同意する旨の確約書を締結する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

ダイダン株式会社は、払込みに必要かつ十分な現金を有していることを同社の有価証券報告書、四半期報告書等から確認しております。

株式会社メタルワン建材は、払込みに必要かつ十分な現金を有していることを、直近決算期（平成22年3月31日）の決算書、預金通帳等から売上高、総資産、純資産、現金及び預金の状況等により確認しております。

g 割当予定先の実態

ダイダン株式会社は、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場しております。当社は、同社が反社会的勢力との関係遮断を宣言している旨を、ヒアリング及び東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」等により確認しており、同社、同社の役員若しくは子会社又は同社の主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

株式会社メタルワン建材は、非上場会社であり、東京証券取引所市場第一部上場会社の三菱商事株式会社のグループ会社であります。当社は、同社から反社会的勢力と一切関係がないことの説明を受けております。また、三菱商事株式会社が東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」等により反社会的勢力との関係遮断がうたわれていることを確認しており、三菱商事株式会社のグループ会社である同社、同社の役員若しくは親会社、子会社又は同社の主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、平成23年1月19日から平成23年2月18日（当該自己株式処分に関する取締役会決議の前営業日）までの直近1ヶ月間の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である286円（円未満切捨て）といたしました。なお、直近1ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにしたのは、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均値という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であること、また、当社株式の株価が平成23年3月期第2四半期決算発表以降において上昇傾向にあり、平成23年2月18日（取締役会決議の前営業日）の東京証券取引所における当社株式の終値が、直前6ヶ月間、直前3ヶ月間との乖離が大きいと判断したためであります。

当該処分価額（286円）につきましては、処分決議日の前営業日（平成23年2月18日）における当社株式の終値（302円）とのディスカウント率が5.3%、直前3ヶ月間（平成22年11月19日から平成23年2月18日まで）における当社株式の終値の平均値（267円）とのプレミアム率が7.1%、直前6ヶ月間（平成22年8月19日から平成23年2月18日まで）における当社株式の終値の平均値（255円）とのプレミアム率が12.2%となっており、いずれの期間においても、処分価額である286円が特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、当社は、上記処分価額の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、本自己株式処分に係る取締役会に出席した監査役全員から上記算定根拠による処分価額及び払込金額の決定は、当社株式の価値を表わす客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する方針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利発行には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の処分数量530,000株は、当社発行済株式総数29,347,500株に対して1.81%（平成22年9月30日時点の総議決権数24,748個に対する割合は2.14%）であるため、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。

本件により自己資本が増強されるとともに、有利子負債の増加抑制につながることで、また、当社にとって割当予定先との関係強化を図ることとなり、当社の企業価値向上に資するものと考えられます。従って、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
太平洋セメント株式会社	東京都港区台場2丁目 3番5号	3,420	13.82%	3,420	13.53%
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁 目8番11号	1,501	6.07%	1,501	5.94%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町 1丁目1番5号	1,245	5.03%	1,245	4.93%
日本上下水道設計株式会社	東京都新宿区富久町6 番8号	1,009	4.08%	1,009	3.99%
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁 目11番3号	894	3.61%	894	3.54%
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1 丁目26番1号	885	3.58%	885	3.50%
新家 弘良	和歌山県田辺市	674	2.72%	674	2.67%
旭コンクリート工業株式会社	東京都中央区築地1丁 目8番2号	612	2.47%	612	2.42%
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 2丁目1番1号	573	2.32%	573	2.27%
シービーエヌワイ デイエフエ イ インターナショナル キャップ バリュースポーツ フォリオ (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川 2丁目3番14号)	555	2.24%	555	2.20%
計		11,370	45.94%	11,370	44.97%

(注) 本第三者割当増資の大株主構成は、平成22年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

上記の他、平成22年9月30日現在3,367千株を自己株式として所有しております。

なお、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年9月30日現在の議決権数（24,748個）に、本自己株式処分に係る議決権数530個を加えて算出した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第127期）及び四半期報告書（第128期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年2月21日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年2月21日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

第四部 組込情報に記載の有価証券報告書（第127期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年2月21日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりです。

提出日 平成22年7月1日

- (1) 当該株主総会が開催された年月日
平成22年6月29日

- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、普通配当金10円

配当総額 278,818,810円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月30日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 350,000,000円

- (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 350,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、山根亮太郎を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権・無効数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	20,906	27	1	99.0	可決
第2号議案	20,912	22	0	99.0	可決
第3号議案 山根亮太郎	19,932	1,002	0	94.4	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- 1 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- 2 第2号議案は、議決権行使をすることができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- 3 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第127期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第128期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月29日

日本ヒューム株式会社
取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 本塚 雄一郎
業務執行社員

代表社員 公認会計士 柴田 博康
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ヒューム株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ヒューム株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4 会計処理基準に関する事項（1）重要な資産の評価基準及び評価方法 たな卸資産の評価基準及び評価方法（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度から棚卸資産の評価に関する会計基準を適用して連結財務諸表を作成している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年4月1日から退職金制度の変更をした。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本ヒューム株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本ヒューム株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

日本ヒューム株式会社
取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 本塚 雄一郎 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 柴田 博康 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ヒューム株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ヒューム株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更2に記載のとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より請負工事に係る収益の計上について、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用して四半期連結財務諸表を作成している。
2. 事業の種類別セグメント情報(注)4に記載のとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より、従来、不動産賃貸・管理事業を「その他事業」に含めていたが、「不動産開発事業」として区分表示して四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月30日

日本ヒューム株式会社
取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 本塚 雄一郎
業務執行社員

代表社員 公認会計士 柴田 博康
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ヒューム株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ヒューム株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準（会計方針の変更）に記載のとおり、会社は、請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、当連結会計年度に着手した工事契約から、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日）を当連結会計年度より適用し連結財務諸表を作成している。
2. セグメント情報 事業の種類別セグメント情報（注）6 事業区分の変更に記載のとおり、会社は、従来、不動産の賃貸、管理及び開発事業は「その他事業」に含めていたが、当連結会計年度より、「不動産開発事業」として区分表示することに変更した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本ヒューム株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本ヒューム株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

日本ヒューム株式会社
取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 本塚 雄一郎 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 柴田 博康 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ヒューム株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ヒューム株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

日本ヒューム株式会社
取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 本塚 雄一郎
業務執行社員

代表社員 公認会計士 柴田 博康
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ヒューム株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第126期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ヒューム株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な会計方針 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は、当事業年度から棚卸資産の評価に関する会計基準を適用して財務諸表を作成している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年4月1日から退職金制度の変更をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月30日

日本ヒューム株式会社
取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 本塚 雄一郎
業務執行社員

代表社員 公認会計士 柴田 博康
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ヒューム株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第127期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ヒューム株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針7収益及び費用の計上基準（会計方針の変更）に記載のとおり、会社は、請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、当事業年度に着手した工事契約から、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日）を当事業年度より適用し財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。